

# 精神障害者保健福祉手帳の交付申請をするには

## 1. 対象者

精神疾患（統合失調症・そううつ病（気分（感情）障害）・非定型精神病・てんかん・中毒精神病・気質精神病・その他の精神疾患）を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると思われる方。

## 2. 用意していただくもの（①～④）

### ① 次のア～ウのうち、いずれか1つ

ア. 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

※市受理日から3か月以内のもの。

イ. 障害年金証書（精神障害を支給事由とするもの）の写し 又は  
直近の年金振込通知書の写し

ウ. 特別障害給付金受領資格者証（精神障害を支給事由とするもの）の  
写し 及び 直近の国庫金振込通知書の写し

### ② 写真（縦4cm×横3cm）

※「精神障害者保健福祉手帳」を身分証明書として使用しない場合は、持参していただく必要はありません。

写真の貼り付けが無い「精神障害者保健福祉手帳」は、各種割引制度が利用できない場合があります。

### ③ 精神障害者保健福祉手帳の写し（更新の場合）

### ④ マイナンバーカード又は通知カード

写真  
(4cm×3cm)  
※貼らないで  
下さい。

## 3. 注意事項

(1) 診断書については、窓口で相談してください。

(2) 申請書等必要書類については、窓口でお渡しします。

(3) 写真は1年以内に撮影し、胸から上を撮影したものを提出してください。

※ただし、以下の写真は使用できません。

・帽子、サングラスを着用した写真      ・ポロライド写真

・コピー、プリンタ用紙に印刷した写真

○申請窓口及び問合せ先

〒321-0526 那須烏山市田野倉 85-1（那須烏山市保健福祉センター内）

那須烏山市健康福祉課社会福祉グループ（電話：0287-88-7115）

※申請は、烏山庁舎 市民課 市民窓口 でも可能です。

交付については、保健福祉センター 健康福祉課窓口となりますのでご理解いただきますようお願いいたします。